公　告

諸事項

国営ふらの土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営ふらの土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月 21 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営ふらの土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成25年８月22日から平成25年９月19日まで

３　縦覧場所

北海道富良野市及び空知郡中富良野町各事務所

国営東郷土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営東郷土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月 21 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営東郷土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成25年８月22日から平成25年９月19日まで

３　縦覧場所

北海道富良野市及び空知郡中富良野町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年８月 21 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　処分をした年月日　平成25年７月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイシン　福岡　千乗　香川県三豊市三野町下高瀬1015―１　国土交通大臣許可（特―24）第20043号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

一級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第２項の規定により一級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

平成 25 年８月 21 日

国土交通大臣　太田　昭宏

年月日	氏　名	登録番号	取消しの理由
平成25年７月31日	濱地　三雄	65497	死亡
平成25年７月31日	坂尾　　明	126238	〃
平成25年７月31日	今井　孝一	69716	〃
平成25年７月31日	岩下　　廣	214295	〃
平成25年７月31日	及川　　理	184306	〃
平成25年７月31日	森岡　　寛	170129	〃
平成25年７月31日	服部　和式	68125	〃
平成25年７月31日	橋本　早次	177901	〃
平成25年７月31日	青木　　豊	27474	〃
平成25年７月31日	佐村真寿美	299273	〃
平成25年７月31日	長沢　清次	165625	〃
平成25年７月31日	竹内　　満	135946	〃
平成25年７月31日	尾崎　正男	4513	〃
平成25年７月31日	植栗　聡康	326135	〃
平成25年７月31日	奥平　芳照	114955	〃
平成25年７月31日	前田　文雄	102420	〃
平成25年７月31日	渡辺　定義	71539	〃
平成25年７月31日	奥貫　　進	59011	〃
平成25年７月31日	松田　文夫	101454	〃
平成25年７月31日	山本　　哲	29796	〃
平成25年７月31日	山田　吉鋭	171107	〃
平成25年７月31日	新井　敏彦	74065	〃
平成25年７月31日	河野辺　崇	200622	〃
平成25年７月31日	小西　直一	25578	〃
平成25年７月31日	小城　哲二	183557	〃
平成25年７月31日	二野宮秀司	149898	〃
平成25年７月31日	村若　　基	45611	〃
平成25年７月31日	中嶋純一郎	43545	〃
平成25年７月31日	岡﨑　昌明	161958	〃
平成25年７月31日	門出　憲二	257045	欠格事由

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第５０５５号

神奈川県横須賀市大滝町１丁目28番地

申立人　三浦藤沢信用金庫

本籍神奈川県三浦市三崎５丁目98番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎５丁目11番５号、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日平成24年９月22日、出生の場所神奈川県三浦市、出生年月日昭和37年６月25日、職業会社役員

被相続人　亡　鈴木　　誠

事務所神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２　サクマ横須賀ビル３階302号

相続財産管理人　弁護士　河野　康裕

横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２５年（家）第８０２２号

東京都中央区京橋２丁目８番７号

申立人　一般社団法人しんきん保証基金

本籍石川県輪島市町野町大川十三字49番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津イ字５番地７、死亡の場所石川県鳳珠郡能登町、死亡年月日平成24年12月９日、出生の場所石川県鳳至郡町野町、出生年月日昭和16年６月15日、職業不詳

被相続人　亡　大西　幸洋

事務所東京都千代田区有楽町２丁目10番１号東京交通会館10階1016―２号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

金沢家庭裁判所珠洲出張所